

まちづくり委員会資料

令和4年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第91号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

資料 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 概要

資料 2 川崎市手数料条例 新旧対照表

資料 3 川崎市福祉のまちづくり条例 新旧対照表

資料 4 川崎市建築基準条例 新旧対照表

資料 5 川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例
新旧対照表

参考資料 建築基準法の一部改正 新旧対照表

まちづくり局

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する 法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 概要

1 条例の概要

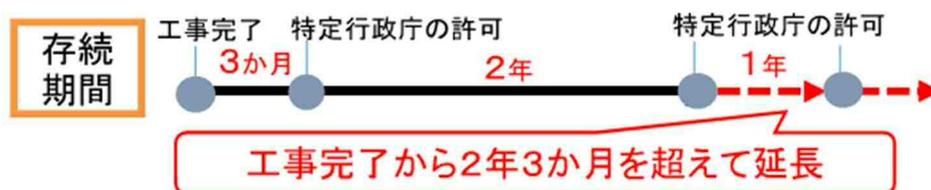
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による建築基準法（以下、「法」という。）の一部改正（令和4年5月20日公布、施行：令和4年5月31日）等に伴い、当該改正に係る条文を引用する条例の整理を行う。

2 法の改正内容

法第85条では、災害があった場合、国等が災害対応のため又は、被災者等が自ら使用するために建築する建築物等（以下、「応急仮設建築物等」という。）で、当該建築工事の完了後、存続期間が3か月以内のものについては、法の規定は適用されないこととされている。また、存続期間が3か月を超える場合においては、特定行政庁の許可を受けることで、さらに2年以内の範囲で存続期間を延長することができる。

しかし近年は、災害の頻発化・激甚化等に伴い、応急仮設建築物等（コロナ禍の状況に対応するための応急仮設建築物を含む。）の2年3か月を超えた存続が必要となる場合が生じるなど、地域の災害の状況に応じた対応が必要となっている。そのため、円滑な災害復旧・復興等に資することを目的として、特定行政庁がやむを得ないと認める場合については、その期間を超えて、1年ごとに存続期間を延長することができる規定が新たに設けられ、法第85条の条文が繰り下げられた。

同様に法第87条の3は、既存の建築物の用途を変更して応急仮設建築物等とする場合の規定であり、これについても新たに存続期間延長の規定が設けられたことに伴い、条文が繰り下げられた。



存続期間延長イメージ

また、防火地域等内の建築物に関する規制の合理化のため、一部条文の削除が行われた。

3 関係条例の改正内容

法の一部改正に伴い、次に掲げる関係条例における引用条文について所要の整備を行う。

- (1) 川崎市手数料条例
- (2) 川崎市福祉のまちづくり条例
- (3) 川崎市建築基準条例
- (4) 川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例

4 施行期日

公布の日から施行する。

川崎市手数料条例 新旧対照表 (改正部分のみ抜粋)

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(229) 略</p> <p>(230) 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 1件につき 120,000円</p> <p>(231) 建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</p> <p>(232)～(244) 略</p> <p>(245) 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく一時的に他の用途に変更して使用する建築物の許可の申請に対する審査 1件につき 120,000円</p> <p>(246) 建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく一時的に他の用途に変更して使用する建築物の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</p> <p>(247)～(295) 略</p>	<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(229) 略</p> <p>(230) 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 1件につき 120,000円</p> <p>(231) 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</p> <p>(232)～(244) 略</p> <p>(245) 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく一時的に他の用途に変更して使用する建築物の許可の申請に対する審査 1件につき 120,000円</p> <p>(246) 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく一時的に他の用途に変更して使用する建築物の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</p> <p>(247)～(295) 略</p>

川崎市福祉のまちづくり条例 新旧対照表 (改正部分のみ抜粋)

改正後	改正前
<p>○川崎市福祉のまちづくり条例 平成 9 年 7 月 1 日条例第36号 (特別特定建築物に追加する特定建築物)</p> <p>第25条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの(建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第6項若しくは第7項の許可を受けた建築物(次条において「応急仮設建築物等」という。)を除く。)とする。</p> <p>(1) 学校(令第5条第1号に規定するものを除く。)</p> <p>(2) 共同住宅</p> <p>(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(令第5条第9号に規定するものを除く。)</p> <p>(4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場(令第5条第11号に規定するものを除く。)</p>	<p>○川崎市福祉のまちづくり条例 平成 9 年 7 月 1 日条例第36号 (特別特定建築物に追加する特定建築物)</p> <p>第25条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの(建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第5項若しくは第6項の許可を受けた建築物(次条において「応急仮設建築物等」という。)を除く。)とする。</p> <p>(1) 学校(令第5条第1号に規定するものを除く。)</p> <p>(2) 共同住宅</p> <p>(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(令第5条第9号に規定するものを除く。)</p> <p>(4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場(令第5条第11号に規定するものを除く。)</p>

川崎市建築基準条例 新旧対照表 (改正部分のみ抜粋)

改正後	改正前
<p>○川崎市建築基準条例 昭和35年9月9日条例第20号 (一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する制限の特例)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2 法第86条の4の規定に該当する建築物については、第10条、第19条、第20条、第21条第2号(第39条第2項において準用する場合を含む。)、第26条第1項、第30条第1項若しくは第2項、第32条第1項、第39条第1項又は第47条第3項の規定を適用する場合には、法第2条第9号の2イに該当する建築物は耐火建築物と、同条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。</p> <p>(仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第62条 市長が、法第85条第6項又は第7項の規定に基づき許可した仮設建築物については、第21条(第39条第2項において準用する場合を含む。)、第23条(第39条第2項において準用する場合を含む。)、第24条、第27条(第39条第2項において準用する場合を含む。)、第28条第1項、第29条、第30条、第32条、第41条第1項から第3項まで、第44条(第4項を除く。)、第45条第1号、第46条(第2項及び第4項第2号を除く。)、第47条、第55条から第57条まで又は前章の規定は、適用しない。</p>	<p>○川崎市建築基準条例 昭和35年9月9日条例第20号 (一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する制限の特例)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2 法第86条の4第1項の規定に該当する建築物については、第10条、第19条、第20条、第21条第2号(第39条第2項において準用する場合を含む。)、第26条第1項、第30条第1項若しくは第2項、第32条第1項、第39条第1項又は第47条第3項の規定を適用する場合には、法第2条第9号の2イに該当する建築物は耐火建築物と、同条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。</p> <p>(仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第62条 市長が、法第85条第5項又は第6項の規定に基づき許可した仮設建築物については、第21条(第39条第2項において準用する場合を含む。)、第23条(第39条第2項において準用する場合を含む。)、第24条、第27条(第39条第2項において準用する場合を含む。)、第28条第1項、第29条、第30条、第32条、第41条第1項から第3項まで、第44条(第4項を除く。)、第45条第1号、第46条(第2項及び第4項第2号を除く。)、第47条、第55条から第57条まで又は前章の規定は、適用しない。</p>

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例 新旧対照表 (改正部分のみ抜粋)

改正後	改正前
<p>○川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例 平成28年12月19日条例第89号 (仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第11条 法第85条第6項又は第7項の規定に基づき市長が許可した仮設建築物については、第7条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>第12条 法第86条の4の規定に該当する建築物については、第7条第1項の規定を適用する場合においては、法第2条第9号の2イに該当する建築物は耐火建築物と、同条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。</p>	<p>○川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例 平成28年12月19日条例第89号 (仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第11条 法第85条第5項又は第6項の規定に基づき市長が許可した仮設建築物については、第7条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>第12条 法第86条の4第1項の規定に該当する建築物については、第7条第1項の規定を適用する場合においては、法第2条第9号の2イに該当する建築物は耐火建築物と、同条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。</p>

建築基準法の一部改正 新旧対照表 (改正部分のみ抜粋)

新	旧
<p>(仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第八十五条</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 特定行政庁は、被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物についても、同様とする。</u></p> <p><u>6 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物(次項及び第百一条第一項第十号において「仮設興行場等」という。)について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一年以内の期間(建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間)を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条から第二十七条まで、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の二、第三十五条の三及び第三十七条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>7 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</u></p> <p><u>8 特定行政庁は、<u>第五項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。ただし、官公署、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する応急仮設建築物について第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。</u></u></p> <p>(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)</p> <p>第八十六条の四 次の各号のいずれかに該当する建築物について第二十七条第二項若しくは第三項<u>又は第六十七条第一項</u>の規定を適用する場合においては、第一号イに該当する建築物は耐火建築物と、同号ロに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。</p> <p>一～三 (略)</p> <p><u><削除></u></p> <p>(建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和)</p> <p>第八十七条の三 非常災害があつた場合において、非常災害区域等内にある建築物の用途を変更して災害救助用建築物(住宅、病院その他これらに類する建築物で、国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために使用するものをいう。<u>以下この条</u>及び第百一条第一項第十六号において同じ。)として使用するとき(その災害が発生した日から一月以内に当該用途の変更に着手するときに限る。)における当該災害救助用建築物については、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、非常災害区域等のうち防火地域内にある建築物については、この限りでない。</p> <p>2 災害があつた場合において、建築物の用途を変更して公益的建築物(学校、集会場その他これらに類する公益上必要な用途に供する建築物をいう。<u>以下この条</u>及び第百一条第一項第十六号において同じ。)として使用するときにおける当該公益的建築物については、第十二条</p>	<p>(仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第八十五条</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u><新設></u></p> <p><u>5 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物(次項及び第百一条第一項第十号において「仮設興行場等」という。)について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一年以内の期間(建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間)を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条から第二十七条まで、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の二、第三十五条の三及び第三十七条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>6 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</u></p> <p><u>7 特定行政庁は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。</u></p> <p>(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)</p> <p>第八十六条の四 次の各号のいずれかに該当する建築物について第二十七条第二項若しくは第三項、<u>第六十二条第一項又は第六十七条の第三第一項</u>の規定を適用する場合においては、第一号イに該当する建築物は耐火建築物と、同号ロに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。</p> <p>一～三 (略)</p> <p><u>2 前項各号の一に該当する建築物については、第六十四条の規定は、適用しない。</u></p> <p>(建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和)</p> <p>第八十七条の三 非常災害があつた場合において、非常災害区域等内にある建築物の用途を変更して災害救助用建築物(住宅、病院その他これらに類する建築物で、国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために使用するものをいう。<u>第三項</u>及び第百一条第一項第十六号において同じ。)として使用するとき(その災害が発生した日から一月以内に当該用途の変更に着手するときに限る。)における当該災害救助用建築物については、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、非常災害区域等のうち防火地域内にある建築物については、この限りでない。</p> <p>2 災害があつた場合において、建築物の用途を変更して公益的建築物(学校、集会場その他これらに類する公益上必要な用途に供する建築物をいう。<u>次項</u>及び第百一条第一項第十六号において同じ。)として使用するときにおける当該公益的建築物については、第十二条第一項</p>

新	旧
<p>第一項から第四項まで、第二十一条、第二十二条、第二十六条、第三十条、第三十四条第二項、第三十五条、第三十六条（第二十一条、第二十六条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。）、第三十九条、第四十条、第三章並びに第八十七条第一項及び第二項の規定は、適用しない。</p>	<p>から第四項まで、第二十一条、第二十二条、第二十六条、第三十条、第三十四条第二項、第三十五条、第三十六条（第二十一条、第二十六条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。）、第三十九条、第四十条、第三章並びに第八十七条第一項及び第二項の規定は、適用しない。</p>
<p>3～4 （略）</p>	<p>3～4 （略）</p>
<p><u>5 特定行政庁は、被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超えて使用する特別な必要がある災害救助用建築物又は公益的建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別な必要がある災害救助用建築物又は公益的建築物についても、同様とする。</u></p>	<p><新設></p>
<p><u>6 特定行政庁は、建築物の用途を変更して興行場等（興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物をいう。以下同じ。）とする場合における当該興行場等について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、一年以内の期間（建築物の用途を変更して代替建築物（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて使用する興行場、店舗その他これらに類する建築物をいう。）とする場合における当該代替建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めて、当該建築物を興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十六条、第二十七条、第三十四条第二項、第三十五条の二、第三十五条の三、第三章及び第八十七条第二項の規定は、適用しない。</u></p>	<p>5 特定行政庁は、建築物の用途を変更して興行場等（興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物をいう。以下同じ。）とする場合における当該興行場等について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、一年以内の期間（建築物の用途を変更して代替建築物（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて使用する興行場、店舗その他これらに類する建築物をいう。）とする場合における当該代替建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めて、当該建築物を興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十六条、第二十七条、第三十四条第二項、第三十五条の二、第三十五条の三、第三章及び第八十七条第二項の規定は、適用しない。</p>
<p><u>7 特定行政庁は、建築物の用途を変更して特別興行場等（国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別な必要がある興行場等をいう。以下この項において同じ。）とする場合における当該特別興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該特別興行場等の使用上必要と認める期間を定めて、当該建築物を特別興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</u></p>	<p>6 特定行政庁は、建築物の用途を変更して特別興行場等（国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別な必要がある興行場等をいう。以下この項において同じ。）とする場合における当該特別興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該特別興行場等の使用上必要と認める期間を定めて、当該建築物を特別興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</p>
<p><u>8 特定行政庁は、<u>第五項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。ただし、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する災害救助用建築物又は公益的建築物について第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。</u></u></p>	<p>7 特定行政庁は、<u>前項</u>の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。</p>